

第5回 鴨川市観光振興検討委員会 会議録

1 日 時 令和7年10月15日（水） 午前10時から午前11時5分

2 場 所 鴨川市役所本庁舎4階大会議室

3 出席者

委 員

（順不同、敬称略）

氏 名	所 属
内山 達也	城西国際大学 観光学部 学部長
鈴木 健史	鴨川観光プラットフォーム株式会社 代表取締役 （株式会社グランドホテル 代表取締役）
久根崎 達郎	一般社団法人鴨川市観光協会 会長 （有限会社魚眠庵マルキ本館 代表取締役）
吉村 敦広	鴨川温泉旅館業協同組合 代表理事 （株式会社そとぼう 代表取締役）
櫻井 有希恵	株式会社リクルート 東日本グループ グループマネージャー
永井 照久	鴨川市商工会 （有限会社永井商店 専務取締役）
岡田 晃	千葉県館山県税事務所 所長

鴨川市

氏 名	所 属
佐々木 久之	市長
平川 潔	副市長
川崎 正博	建設経済部長
安田 勉	企画総務部 税務課 課長
矢代 忠恭	建設経済部 商工観光課 課長
刈込 豊	建設経済部 商工観光課 課長補佐
早瀬 努	建設経済部 商工観光課 観光まちづくり推進係 係長
牛村 優介	建設経済部 商工観光課 観光まちづくり推進係 主事

傍聴者 16 名

4 資 料

- ・次第 配付資料一覧
- ・鴨川市観光振興検討委員会の運営方法について
- ・委員名簿 出席者名簿
- ・席次表
- ・資料1 「第4回鴨川市観光振興検討委員会開催結果」
- ・資料2 「報告書（案）」
- ・資料3 「答申（案）」

5 会議内容

(1) 開会（午前10時）

(2) 市長挨拶

(3) 報告事項

資料1に基づき事務局から報告

(4) 議事

鴨川市附属機関設置条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、会議が成立。

同条第 1 項の規定に基づき、内山会長が議長となって議事を進行した。

議事 1 報告書 (案)

資料 2 に基づき事務局から説明

〈内山会長〉

事務局からの説明について、質問や意見のある方は挙手し、発言をお願いします。

〈鈴木副会長〉

前回の会議について、宿泊税の税額 150 円が基本ということは委員全員で合意しているが、200 円を視野に調整するというのは、一部の委員から意見が出たものの、委員全員の合意形成はしていないという認識である。

この検討委員会の委員になっている宿泊事業者は 3 名とも個人客主体の高単価宿泊施設を経営している。

しかしながら、市内には低単価で団体客を主体に考えている施設もある中で、200 円という税額は前のめりになりすぎではないかという心配をしている。

200 円を目指してという部分は考え直すべきではないか。

前回会議では吉村委員が欠席していたので、吉村委員の意見も伺いたい。

一部の旅館経営者から非常に心配しているとの意見も聞いている。

もう少し慎重に言葉を選んで謙虚に答申を作成した方がいいのではないかと考えている。

〈吉村委員〉

「150 円を基本として 200 円も視野に調整する」というのは、最初から 150 円から 200 円の間で決めるのか、物価動向などの要因に合わせて将来的には 200 円も考えていくという意味なのかどちらか。

将来的に税額を 200 円に上げていく可能性があるということであれば、記載はそのままでもいいと考えるが、事務局はどう考えているのか。

〈事務局〉

税額 150 円を基本とする中で、前回会議では税額 200 円という意見もいただいていたので、将来的な部分や用途に応じて 200 円も視野にという意味合いで記載をしている。

〈吉村委員〉

基本的には 150 円で良いと考えている。

使途や市の財政状況、災害などを加味して将来的に 200 円ということもあろうかと思うが、スタートは 150 円でいいと考える。

〈鈴木副会長〉

物価上昇の動向によっては、将来的に 300 円も 400 円にもなる可能性はある。

その可能性を今回の答申に含めていいものか。将来の不安要素を含めて記載することで不安を煽ることにならないかと考える。

〈櫻井委員〉

今回の報告書に 200 円という記載をすることで、メリットがあるのであれば良いと考える。

しかし、宿泊事業者の皆様にご協力していただくことが大切であると考えてるので、200 円と記載することで不安感を与えてしまうのであれば、「150 円を基本とし、使途や外部環境に応じて調整する」という記載はどうか。

〈内山会長〉

宿泊税の税額 200 円という記載をすることで、事業者が不安に思ってしまうのではないかという意見が出ている。

これについて皆様いかがか。

〈久根崎委員〉

大事なことは使途である。

次の会議で使途を決めていくことになるが、150 円と決めてしまうと窮屈になってしまうので、税額に幅を持たせるために 200 円という記載があると考えてる。

使途が「ていたらく」なものであれば、100 円という選択肢もあると考えている。

〈内山会長〉

150 円に縛られることなく、事業内容によっては 150 円以上の宿泊税を徴収することも考えるという意味では 200 円という数字を記載することもいいのではないか。

次の会議体で詳細な事業内容を検討していくことになるが、今回の会議でも事業の方向性への意見も出ている。その中で 150 円から 200 円という幅の中で検討する、あるいは 150 円で限定するという 2 つの意見が出ている。

〈岡田委員〉

事業者の方が不安に思う、数字が一人歩きしてしまうということであれば、櫻井委員が言ったような形で検討していくのがいいのではないか。

〈永井委員〉

150 円か 200 円かという点においては、久根崎委員が発言したとおり、使途が重要であると考え。

詳細な使途は今後決めていくということなので、税額は幅をもたせていいのではないかと考える。ただし、旅館業の方々が不安になるということであれば、考えなければならない。

問題がなければ、柔軟に対応できるような設定の仕方でいいのではないかと考える。

〈内山会長〉

事業内容に沿って税額を調整するべきであるということが共通意見であった。

200 円と記載せずに、調整するという記載の仕方もある。

〈久根崎委員〉

200 円という数字を記載することで影響が出るということであれば、その意見を尊重する。

〈鈴木副会長〉

前回会議の後に宿泊税 150 円という数字が新聞に出た際に、大手旅館から連絡があった。

いたずらに不安を煽る数字を入れるよりも、理解、協力していただく方向性にもっていくことが良いと考えるので、櫻井委員の提案に賛成である。

〈内山会長〉

次の会議体で決まっていく使途に応じて 100 円や 200 円になる可能性もあるが、150 円を基本とするという方向性とする。

事務局に修正をお願いする。

〈事務局〉

報告書の記載を「1 人 1 泊につき 150 円の一律定額制を基本とし、使途や外部環境等に応じて調整する」とする。

〈内山会長〉

その他、意見、質問あるか。

〈櫻井委員〉

子ども向けに配慮した方がいいのではないかという一文を報告書に記載したい。

千葉県全体もそうであるが特に鴨川市では、教育旅行や子連れの旅行者の比率が高い。

他の自治体では教育旅行や子どもを宿泊税課税免除の対象としているところもある。

千葉県宿泊税制度はまだ決まったわけではないが、千葉県が現行制度のとおりに子どもの課税免除をしなければ、鴨川市の宿泊税制度も千葉県に準じて免除しないこととなる。

他の自治体は子どもに配慮があるのに千葉は考えないのかという話になりかねない。

最終の結論に記載するまではしないが、鴨川市は子連れの観光客が多いので、使途等の部分で子どもに配慮できるよう検討したいという内容を記載したい。

〈久根崎委員〉

鴨川市の宿泊税制度は千葉県の宿泊税制度と同一とすることを基本方針としている。

宿泊税は市内の宿泊者全員から徴収するという認識であるが、千葉県の方で制度の変更等は検討しているのか。

〈事務局〉

現状は、報告書に記載のと通りの制度が発表されているところである。

新聞報道等では、千葉県と上乗せ検討市町村にて制度についての協議をしている状況であることは確認している。検討結果によっては、変更となる可能性もある。

千葉県の制度が変更となれば、鴨川市も準じて変更することになる。

〈鈴木副会長〉

県内で子どもを課税免除とする方向で動いている市町村があると聞いている。

県の制度と必ずしも一緒にしなくてもいいのではないか。

〈事務局〉

宿泊税は法定外目的税なので、総務省の同意を得なくてはならないが、千葉県の制度と同一でなくては総務省が同意しないと聞いている。

浦安市では、千葉県に対して教育旅行者の課税免除を要望し、協議をしている状況である。

千葉県と市町村が別々の宿泊税制度となることはない。

〈久根崎委員〉

制度の中で流動的な部分は教育旅行や子どもの課税免除であって、その他の部分は公表されている制度で決まりなのか。

〈事務局〉

そこまで把握できていない。

千葉県が宿泊税制度を固めた段階で、市町村に情報共有がされるはずである。

〈久根崎委員〉

市内に多くの宿泊施設がある中で、宿泊税に反対する事業者も出てくる。

低価格帯の事業者は既に反対している事業者もいる。

苦情が少なくなるように、事前にしっかりと説明会をしてもらいたい。

〈事務局〉

宿泊税は宿泊事業者の皆様がお客様から徴収していただくものであり、事業者の理解なくして制度が回るとは考えていない。

千葉県と鴨川市で丁寧に説明していく必要があると考えている。

〈内山会長〉

宿泊税の制度設計は、千葉県の制度が不確定なので流動的になってしまうが、事業者の皆様丁寧に説明していくこと、また、宿泊税が何に使われているかを納税するお客様にもしっかりと説明していくという体制をつくっていくことが非常に大事である。

ファミリー層、子どもへの配慮という意見は、委員の主な意見に追記する。

〈事務局〉

久根崎委員、櫻井委員の意見をそれぞれ意見欄に追記する。

議事2 答申（案）

資料3に基づき事務局から説明

〈事務局〉

先ほどの議事で税率の部分を変更したことから答申も同様に変更する。

〈内山会長〉

前の議事同様、意見や質問等あればお願いする。

〈鈴木副会長〉

答申の 2 に記載のある宿泊税の基本的な考え方について、（１）宿泊税制度は千葉県と同一とするというところと（３）宿泊税は税収減の補填ではなく新たな事業に充当するという部分が矛盾した場合はどうするのか。

個人的には（３）を優先していただきたい。

〈事務局〉

（１）は宿泊税の制度であり、（３）は宿泊税の使途についての記載であるので矛盾はしない。

市宿泊税と県交付金の使途は（仮称）観光振興審議会で皆様の意見をいただきながら新規事業に充当していく。

議事 3 その他

〈鈴木副会長〉

10 月 22 日に千葉県と千葉県の旅館組合、観光物産協会の 3 団体で協議をする。

千葉県の宿泊税の使途が決まってくるだろうと言われている。

千葉県に伝えるべきことがあれば、皆様にお聞きしたい。

〈櫻井委員〉

子どもに関しての配慮の意見をお願いしたい。

子どもに対して課税するのであれば、その理由を明確に言語化していただきたい。

〈鈴木副会長〉

子どもからは徴収したくないという方向性で良いか。

〈櫻井委員〉

子どもからは徴収したくないというよりは、子どもから徴収する場合は、理由を明確に言語化していただきたいという意見になる。

子どもが免除される自治体もある中で、千葉県は課税されることについて疑問を持つ人がでてくるはずなので、説明をしっかりと求めたい。

〈吉村委員〉

子どもの課税免除と教育旅行の課税免除は別か。

〈櫻井委員〉

別である。

自治体によって、教育旅行を免除している自治体もあれば、教育旅行と通常旅行の子どもの両方を免除している自治体もあり様々である。

免除する場合は税収が減るというデメリットもあるので、必要な税収の試算次第であるとは思っている。

〈久根崎委員〉

子どもは徴収しないとしている自治体はあるのか。

〈櫻井委員〉

教育旅行や年齢で課税免除している自治体はある。

〈内山会長〉

その辺りは県の動向次第となる。

〈久根崎委員〉

今後、宿泊税の使途はどのように決めていくのか。

〈事務局〉

新たな審議会を立ち上げ、年 2 回程度使途の検討とその効果検証を実施していくことをイメージしている。

〈久根崎委員〉

その審議会は、宿泊税を徴収する限り存在し、民間の意見を取り入れながら事業を決めていくということではないか。

〈佐々木市長〉

その認識のとおりである。行政だけで使途を決めていくことはない。

新たな審議会で皆様と検討していきたい。

〈内山会長〉

最後に一言挨拶申し上げます。

委員の皆様の熱心なご意見、ご協力に心から感謝申し上げます。

これまで5回の議論を重ね、本日報告書としてまとめることができた。

鴨川市の観光振興を着実に推進するため、宿泊税を導入し、その税率は150円の一律定額制を基本とすることを提言する。

人口減少により税収が減少する中で、目的税としての宿泊税は地方の観光地において非常に有効な手段であると考えます。

これまで一般的には、観光政策の理念は「住んで良し、訪れて良しのまちづくり」とされていた。宿泊税はこの理念を「訪れて良しから住んで良し」へと進化させ、観光客が訪れることで地域の住民にとってもより良いまちになっていくことに繋がる制度であると考えます。

この宿泊税が単なる税金徴収の仕組みというわけではなく、観光地域づくりのための将来への投資であり、鴨川市の持続的な発展に寄与するものとなっていただきたい。

この報告書が鴨川市の観光振興と地域の未来を切り開く一歩となることを心から願う。

最後に委員の皆様の知恵とご協力に感謝申し上げます。

(5) 閉会（午前11時5分）

(以上)

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により、鴨川市観光振興検討委員会第5回会議における会議の内容について確認します。

令和7年11月6日

吉村 敦広

岡田 晃
